

別表第 1

○消防機関の行う講習

	乗務員基礎講習		乗務員（車椅子専用）基礎講習	
	課 目	時間数	課 目	時間数
基礎講習	1 総論	1 時間	1 総論	1 時間
	2 観察要領及び応急 処置	1 3 時間	2 観察要領及び応急 処置	9 時間
	3 体位管理要領	2 時間	3 体位管理要領	1 時間
	4 消防機関との連携 要領	2 時間	4 消防機関との連携 要領	2 時間
	5 車両資器材の消毒 及び感染防止要領	2 時間	5 車両資器材の消毒 及び感染防止要領	1 時間
	6 搬送法	2 時間	6 搬送法	1 時間
	7 修了考査	2 時間	7 修了考査	1 時間
	合 計	2 4 時間	合 計	1 6 時間
	修了考査は次の内容とし、80点以上を以って合格とする。 1 実技：観察要領と応急処置 60点 2 筆記：消防機関との連携要領 20点 車両資器材の消毒要領及び感染防止要領 20点			
定期講習	乗務員・乗務員（車椅子専用）再講習			
	課 目	時間数		
	1 観察要領及び応急処置	2 時間		
	2 体位管理要領	1 時間		
	合 計	3 時間		
講 師	講師は次のいずれかに該当する者とする。 1 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任とみとめた者 2 消防大学の救急科課程の修了者で、消防長が適任と認めた者 3 消防学校の救急科課程の教官として2年以上の経験を有するもので、消防長が適任と認めた者			
その他	1 課目の1時間は45分とする 2 消防長が必要と認める場合は、講習内容及び講習時間を変更することができる。			

別表第2

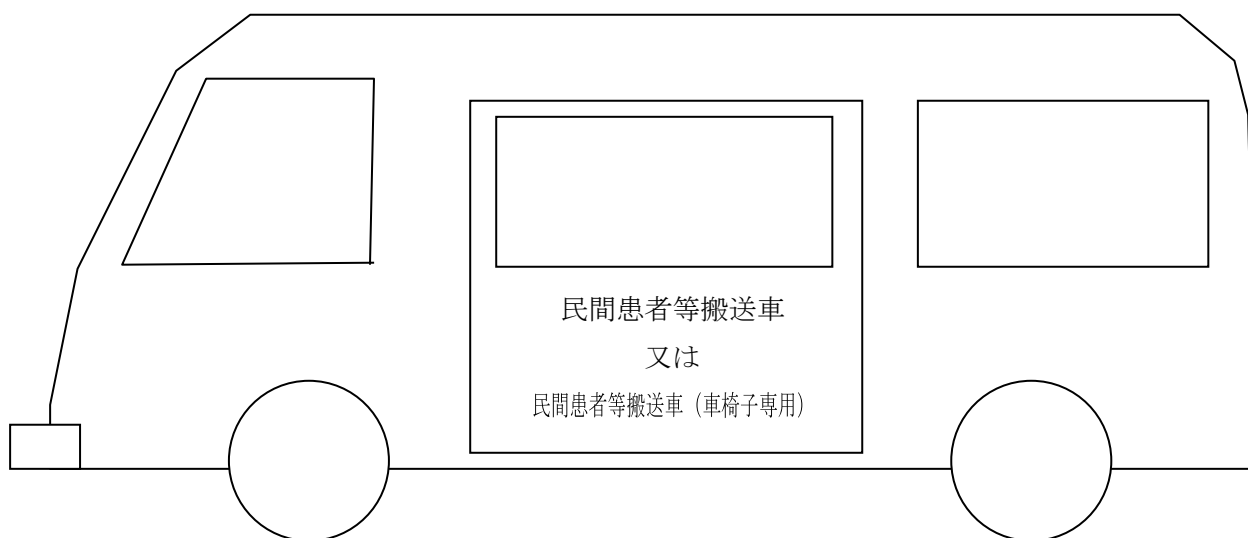
○消防機関の行う基礎講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者

	分 類
1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者。ただし、消防機関の行う適任者講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること。
3	上記1、及び2に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者

別表第3

○民間患者等搬送用自動車等の表示方法

- 1 文字は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面及び後面に行うこと。
- 2 「民間患者等搬送車」又は「民間患者等搬送車（車椅子専用）」の文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とする。ただし、国土交通省で定める患者等搬送車における表示がある場合は、この限りでない。
- 3 「八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部認定」の表示は任意とし、表示する場合の文字の大きさは縦横50ミリメートル以下とする。
- 4 患者等搬送用自動車等の認定マークは、自動車後面の見やすい位置に貼付するものとする。



別表第4

○患者等搬送用自動車・患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材

項 目	資器材名
呼吸管理用資器材	バッグバルブマスク ※1 ポケットマスク
保温・搬送用資器材	敷物 ※1 保温用毛布 担架 まくら ※1
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット ※1 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 AED ※2

- 1 ※1に示す資器材は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）への積載は任意とする。
- 2 ※2に示す資器材は、患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）への積載は任意とする。

別表第5

1 消毒の区分及び使用上の注意

薬品	適用濃度等	使用上の注意
消毒用エタノール (消毒用アルコール)	1 手指、皮膚の消毒 (原液のまま) 2 積載資器材の消毒 (原液のまま)	1 希釈しないで使用する。 2 広範囲又は長期間使用する場合は、蒸気の吸引に注意すること。 3 血液、膿汁等のたんぱくを凝固させ、内部まで浸透しないことがあるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い落としてから使用すること。 4 手指・皮膚に使用した場合には、脱脂等による皮膚荒れを起こすことがある。 5 合成ゴム製品、合成樹脂製品、塗装カテーテル等の器具は、長時間浸漬しないこと。
クレゾール石けん液	1 手指、皮膚の消毒 0.5%～1% 2 搬送用車内、積載資器材の消毒 0.5%～1% 3 排泄物等で汚染されたものの消毒 1.5% ○作り方 ・濃度1%の消毒液1ℓを作成する場合 原液(50%)20 mlに水 980 mlを加える。 ・濃度1.5%の消毒液1ℓを作成する場合 原液(50%)30 mlに水 970 mlを加える。	1 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り石けん水と水でよく洗い流す。 2 浄水で希釈すると次第に混濁して沈殿することがあるので、このような場合には上澄み液を使用する。 3 ウイルスに対しては無効である。 4 塩化ベンザルコニウムとの併用は、双方の殺菌力が相殺されるので使用を避ける。
塩化ベンザルコニウム	1 手指、皮膚の消毒 0.05～0.1% 2 搬送用車内、積載資器材の消毒 0.1% ○作り方 ・濃度0.1%の消毒液1ℓを作成する場合 原液(10%)10 mlに水 990 mlを加える。	1 結核菌、吐物、尿便に対しては効果がなく使用しない。 2 消毒前に、石けんや洗剤を使用した場合は、殺菌効果が弱くなるので、よく水で洗い流した後に消毒を行う。 3 血液、汚物等の存在下では著しく効果が減少するので器具等に付着している場合は十分洗い落としてから使用する。 4 合成ゴム製品、合成樹脂製品、塗装カテーテル等への使用は避けることが望ましい。

次 亜 塩 素 酸 ナ トリ ウム	<ol style="list-style-type: none"> 1 手指、皮膚の消毒 0.01%～0.05% 2 搬送用車内、積載資器材及び着用品の消毒 0.02%～0.05% 3 排泄物の消毒 0.1%～1% 4 HB ウイルスに汚染した場合(汚染の疑いの場合) 1%(0.1%～0.5%) 5 HIV ウイルスに汚染又は汚染の疑いがある場合 0.1%～0.2% <p>○作り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃度 0.05%の消毒液 1ℓを作成する場合 原液(6%) 8mlに水 992mlを加える。 ・濃度 0.5%の消毒液 1ℓを作成する場合 原液(6%)83mlに水 917mlを加える。 ・濃度 1%の消毒液 1ℓを作成する場合 原液(6%)167mlに水 833mlを加える。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 血液、膿汁等は殺菌作用を減弱させるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分洗い流してから使用する。 2 金属を腐食させるので器具等に使用する場合には注意する。 3 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り、石けん水と水でよく洗い流す。 4 結核菌に対しては有効でない。 5 使用時に発生する蒸気は呼吸器を刺激するので、吸入しないように注意すること。
手 指 消 毒 剤	塩化ベンザルコニウム 0.2%(原液のまま) エタノール 78.9%(原液のまま)	<ol style="list-style-type: none"> 1 損傷のある手指には使用しない。 2 希釈せず、原液のまま使用する。 3 眼に入った場合には、直ちに水洗いする。 4 石けん類は、殺菌作用を弱めるので、石けん分を洗い落としてから使用する。 5 本剤で消毒した手指で未熟児を取り扱おうと、未熟児の皮膚がかぶれることがあるので使用しないようにする。

2 消毒の実施要領

区 分	血液、嘔吐等による汚染を受けた場合	左記以外の汚染の場合
資器材	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒剤による清拭 2 流水による洗浄 3 消毒、滅菌 	<ol style="list-style-type: none"> 1 流水による洗浄 2 消毒、滅菌
車 内	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒剤による清拭、噴霧消毒 2 流水による洗浄 	<ol style="list-style-type: none"> 1 流水による洗浄 2 消毒剤による清拭
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 車内で、水漏れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行うものとする。 2 消毒実施時には、ディスポーザブルのビニールやゴム製の手袋等を装着すること。 	

別表第6

認定基準

1	乗務員は、満18歳以上の者で、患者等搬送乗務員・患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証の交付を受けている者であること。
2	患者等搬送用自動車は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な緩衝装置を有すること。 ・換気及び冷暖房の装置を有すること。 ・乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。 ・乗車定員は4名以上であること。 ・ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま車体に確実に固定できる構造であること。 ・ストレッチャーは、長さ1.9m以上、幅0.5m以上、高さ0.24m以上のものであること。 ・ストレッチャーは、患者等固定用ベルトを有するものであること。 ・携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有しているものであること。
3	患者等搬送用自動車（車椅子専用）は次に掲げる構造及び設備を有するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な緩衝装置を有すること。 ・換気及び冷暖房の装置を有すること。 ・乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。 ・車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。 ・車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。 ・携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。
4	患者等搬送用自動車・患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、サイレン又は赤色警告灯の装備がされていないこと。
5	車体には、患者等搬送用自動車・患者等搬送用自動車（車椅子専用）である旨の表示がされていること。
6	患者等搬送用自動車・患者等搬送用自動車（車椅子専用）には、応急手当に必要な資器材等を備えていること。
7	消毒実施記録票が、車内の見やすい場所に表示されていること。
8	乗務員は、業務にふさわしい服装とし、清潔さが保たれていること。
9	パンフレット等の事業案内には、救急隊と同レベルの活動及び「緊急の業務」を行っている等、住民に誤解を与えるような表示又は表現をしないこと。
10	道路運送法に定める次の国土交通大臣の許可又は自家用有償旅客運送の登録を受けていること。

別表第7

遵守義務

1	生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としないこと。
2	患者等の搬送業務は、症状の悪化防止に万全の配慮をし、搬送途上において症状が悪化し緊急やむをえない場合は、必要最小限度の応急手当を実施すること。
3	次の一に該当した場合は、患者等の場所、状態、既往症、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・患者等の搬送依頼時の依頼内容、又は症状の聴取結果から緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合。なお、この場合は、併せて乗務員又は乗務員（車椅子専用）を派遣すること。 ・患者等の搬送依頼があった場合に到着後、症状等から緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合 ・患者等の搬送途上において、症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合
4	患者等搬送用自動車1台につき、2人以上の乗務員体制がとられていること。患者等搬送用自動車（車椅子専用）は1台につき1名以上の乗務員（車椅子専用）体制がとられていること。
5	乗務員若しくは乗務員（車椅子専用）適任証を携帯し業務を行うこと。
6	車両及び積載資器材等は、適切に整備を行い、清潔に保つこと。
7	患者等の搬送に当たっては、患者等及び同乗者に対し安全ベルトを着装させる等、安全搬送のための措置を講ずること。
8	乗務員及び乗務員（車椅子専用）に対し、患者等の安全搬送に関する知識及び技能の向上に努めさせること。
9	乗務員及び乗務員（車椅子専用）には、2年に1回以上、再講習を受けさせること。
10	車両及び積載資器材の消毒が、確実に実施されていること。
11	車両及び積載資器材の消毒は、次により行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・定期消毒・・・毎月1回以上 ・使用後消毒・・・毎使用後
12	医師から消毒について特別の指示があった場合は、指示に基づいた消毒を実施すること。

13 患者等搬送中において、次の一に該当する事案を扱い、又は発生させたときは、消防長に報告すること。

- ・患者等を搬送中に容態変化があり応急手当を実施した場合
- ・患者等を搬送中に容態変化があり救急隊を要請し、又は当初予定した収容先以外の医療機関等に収容した場合
- ・法定伝染病、エイズ、B型肝炎等他の患者等に強い影響を及ぼす感染症患者を扱った場合（事後に判明した場合を含む。）
- ・患者等を搬送中に交通事故等を発生させた場合で、救急隊を要請し、または当初予定した収容先以外の医療機関等に収容した場合
- ・その他患者等搬送中、搬送業務の遂行に支障を及ぼす重大な事故を発生させた場合

14 事業に関し、消防長から求めがあったときは、消防長に報告すること。

15 患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定申請書の内容を変更した場合は、消防長に届け出ること。

患者等搬送事業者認定マーク



○地・・・・・・ピンク色、文字・・・・・・黒色、マーク・・・・・・金色

○横 23.7cm、縦 36cm

患者等搬送事業者認定マーク
（車椅子専用）



患者等搬送（車椅子専用）に適合する
事業者として認定する。

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

○地・・・・・・ピンク色、文字・・・・・・黒色、マーク・・・・・・金色

○横 23.7cm、縦 36cm

別図第3 (第5・5関係)

患者等搬送用自動車認定マーク



患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面であって運転者の視野の妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

○地・・・・・・緑色、文字・・・・・・黒色、マーク・・・・・・金色

○直径・・・・・・9 c m

別図第4（第5・5関係）

患者等搬送用自動車認定マーク
（車椅子専用）



患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）は、自動車後面であって運転者の視野の妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

○地・・・・・・・・緑色、文字・・・・・・・・黒色、マーク・・・・・・・・金色

○直径・・・・・・・・9 c m